

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区深草大亀谷大谷町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事			
工期	契約日の翌日から令和 8年 1月30日まで			
事業課(所)名	河川整備課	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

河川維持工事				式	1
堤防除草工	m2	13,200	伐木除根工	m2	20
防止柵工	m	8	塵芥処理工	千m2	14
植栽維持工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、一級河川七瀬川(調節池)及び梅津都市下水路において、良好な河川環境を確保するため、上記のとおり施工するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年4月	
歩掛適用年月	2025年4月	
基準適用年月	2025年4月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	14:河川維持工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

設計内訳 (略称)	工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価 (円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
七瀬川調節池	除草工	堤防除草工	除草処分	区分:刈草		t	35,000	処分費	管理費区分T
七瀬川調節池	堤防養生工	伐木除根工	処分費	区分:竹		t	25,000	処分費	管理費区分T
七瀬川調節池	堤防養生工	防草シート工	防草シート設置	種別:不織布長繊維系,厚さ:0.6mm		m2	904.2	材料費 施工費	
七瀬川調節池	付属物設置工	防止柵工	基礎ブロック	基礎種別:基礎ブロック 規格:180×180×450		基	970	材料費	[基礎ブロック]施工費は 同細別内に別途計上
七瀬川調節池	付属物設置工	防止柵工	金網・支柱 (立入防止柵)	支柱柵高:1.8m, 支柱間隔:2m		m	9,890	材料費	[金網・支柱(立入防止柵)] 施工費は同細別内に 別途計上
七瀬川調節池	清掃工	石撤去工	石撤去	作業区分:収集・集積・積込・運搬		m3	16,710	施工費	20.0km以下
七瀬川調節池	清掃工	石撤去工	処分費	区分:自然石		t	5,000	処分費	管理費区分T
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	支障木地上部撤去 (C<30cm)	作業区分:集積・積込		本	4,578	施工費	
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	根株撤去 (C<30cm)	作業区分:集積・積込		本	4,477	施工費	
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	伐木運搬 枝葉	運搬機種:トラック[普通型]2t積		台	2,626	施工費	5.6km以下
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	伐木運搬 幹	運搬機種:トラック[普通型]2t積		台	3,282	施工費	7.0km以下
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	伐木運搬 根	運搬機種:トラック[普通型]2t積		台	3,282	施工費	7.0km以下
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:枝葉		t	15,000	処分費	管理費区分T
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:幹		t	1,000	処分費	管理費区分T
七瀬川調節池	植栽維持工	樹木・芝生管理工	樹木処分	区分:根		t	18,000	処分費	管理費区分T
七瀬川調節池	撤去物処理工	運搬処理工	殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)		m3	8,930	処分費	管理費区分T

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（七瀬川調節池）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持			式	1				
除草工			式	1				
堤防除草工			式	1				
堤防除草(複合)		除草機種:ハンドガイト式(刈幅150cm), 梱包の有無: 梱包無し	m2	9,400				
堤防除草(複合)		除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	3,600				
運搬(堤防除草)		運搬機種:ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積)	千m2	13				7.0km以下
除草処分		区分:刈草	t	3				管理費区分T
堤防養生工			式	1				
伐木除根工			式	1				
伐木・伐竹(複合)		樹木・竹 樹木密集度及び施工区分:伐竹, 除根作業の有無:無し, 集積積込作業の区分:人力施工	m2	20				
伐木伐竹運搬		積込条件:人力施工	m3	0.6				6.0km以下
処分費		区分:竹	t	0.4				管理費区分T
防草シート工			式	1				

設計内訳書（七瀬川調節池）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
防草シート設置	種別:不織布長繊維系, 厚さ:0.6mm	m2	8				
付属物設置工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	0.7				現場制約あり
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	0.6				現場制約あり
防止柵工		式	1				
基礎ブロック	基礎種別:基礎ブロック, 規格:180×180×450	基	2				
控柱基礎	コンクリート規格:18-8-40BB	基	2				
金網・支柱(立入防止柵)	支柱柵高:1.8m, 支柱間隔:2m	m	8				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	千m2	13.2				8.5km以下
石撤去工		式	1				

設計内訳書（七瀬川調節池）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
石撤去	作業区分:収集・集積・積込・運搬	m3	0.5				20.0km以下
処分費	区分:自然石	t	1				管理費区分T
植栽維持工		式	1				
樹木・芝生管理工		式	1				
支障木地上部撤去 (C<30cm)	作業区分:集積・積込	本	4				
根株撤去 (C<30cm)	作業区分:集積・積込	本	4				
伐木運搬 枝葉	運搬機種:トラック[普通型]2t積	台	1				5.6km以下
伐木運搬 幹	運搬機種:トラック[普通型]2t積	台	1				7.0km以下
伐木運搬 根	運搬機種:トラック[普通型]2t積	台	1				7.0km以下
樹木処分	区分:枝葉	t	0.2				管理費区分T
樹木処分	区分:幹	t	0.05				管理費区分T
樹木処分	区分:根	t	0.02				管理費区分T
構造物撤去工		式	1				

設計内訳書（七瀬川調節池）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
構造物取壊し工		式	1				
ネットフェンス撤去	作業種別:撤去	m	2				
撤去物処理工		式	1				
運搬処理工		式	1				
殻運搬	積込条件:人力積込	m3	0.03				5.0km以上10.0km未満
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	0.03				管理費区分T
現場発生品運搬	発生材種類:へび-H3	t	0.02				3.0km以下
スクラップ	区分:へび-H3	t	-0.02				管理費区分9
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 交通誘導警備員B		人日	24				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				

設計内訳書（七瀬川調節池）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
みやこ杣木工事看板	規格:1,100×1,400	枚	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（梅津都市下水路）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合)	除草機種:肩掛式(カッタ径255mm), 梱包の有無:梱包無し, 飛散防止措置:有り	m2	200				
運搬(堤防除草)	運搬機種:ダンプトラック(オノロード・デイズール・2t積)	千m2	0.2				5.5km以下
除草処分	区分:刈草	t	0.9				管理費区分T
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	作業区分:収集・集積・積込・運搬	千m2	0.8				15.5km以下
堆砂撤去工		式	1				
堆砂撤去(人力)	作業区分:収集・集積・積込	m2	160				
土砂等運搬	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	5				6.0km以下, 現場制約あり
残土等処分	区分:砂質土	m3	5				管理費区分T

設計内訳書（梅津都市下水路）

工事名	令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員 交通誘導警備員B		人日	4				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書(個別工事編)

工事名 令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事
工事場所 京都市伏見区深草大亀谷大谷町他地内

1 一般事項

第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月京都市)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和6年8月)」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」)であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休以上であることを明記すること。)である旨を明示すること(様式不問)。

第3条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証(中間前払金保証を含む。)について、電子証書の提出を可能とする。

※京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第5条(施工時間)

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第6条(交通誘導警備員)

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間 24時間の別	交替要員 の有無
七瀬川調節池 梅津都市下水路	2名	交通誘導警備員B	昼間	無

第7条(工事現場の現場環境改善等)

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

【みやこ杣木を使用した木製の工事表示看板の設置】

項目	仕様	設置枚数
工事標示板	・みやこ杣木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杣木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・看板サイズは1,100×1,400mmとする。 ・表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。	1枚 (七瀬川調節池)

設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

第8条(七瀬川調節池)

本工事の施行にあたっては、下記の現場条件等を留意すること。

1 除草工

- (1) 刈取った草は速やかに集草し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却(いわゆる野焼き等)は絶対にしないこと。
- (2) 除草作業に際しては、カッターによる小石や刈草の飛散がないように飛散防止を行い、安全に注意して行うこと。飛散等により、通行人、通行車両及び当該箇所に隣接する民家等に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理を行うこと。
- (3) 刈取った草の運搬を行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (4) 雑草以外の植物の取り扱いは、事前に本市監督員と協議すること。
- (5) 地元自治会において除草等を行う箇所については、その処分等について、できる限り協力すること。
- (6) 作業終了時は清掃を行うこと。

2 堤防養生工

- (1) 伐竹とは、工事箇所の竹を伐採し、処分を行うものである。
- (2) 伐採範囲は事前に本市監督員と協議すること。
- (3) 伐採した竹は速やかに集積し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却(いわゆる野焼き等)は絶対にしないこと。
- (4) 伐採した竹の運搬・仮置きを行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにしなければならない。

(5) 防草シート設置とは、立入防護柵設置箇所に防草シートを設置するものである。

3 付属物設置工

- (1) 防止柵工とは、立入防護柵を設置するものである。
- (2) 立入防護柵の基礎は基礎ブロックを使用するが、控柱を設置する箇所の基礎については、コンクリート打設を想定している。
- (3) 作業土工における残土については、処分せず周辺の不陸部分に埋め戻す想定をしている。

4 清掃工

- (1) 散在塵芥処理とは、工事箇所に散在している塵芥(空き缶、ペットボトル、空き瓶、発泡スチロール片、プラスチック片、木片、ビニール類及び粗大ゴミ等)を人力により収集・集積し、処分することをいう。
- (2) 石処分工とは、立入防護柵設置箇所に存在している石をバックホウにて集積し、処分することをいう。
- (3) 収集・集積後は、分別し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却(いわゆる野焼き等)は絶対にしないこと。
- (4) 塵芥及び石の運搬を行う場合は、シートをかぶせる等、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (5) 散在塵芥処理にて収集した塵芥ゴミ等の処分は、南部クリーンセンターにて無料で処分するため、請負者は必ず処分予定日の1週間前までに南部クリーンセンターへの搬入経路、車種、車両番号、搬入回数を本市監督職員へ連絡し、後日、当該連絡事項が記載された搬入カードを受け取り、南部クリーンセンター入口受付において、マークシートを記入し、搬入カードと共に提示すること。
加えて、本市監督職員へ連絡した南部クリーンセンターへの搬入期間のうち、実際に搬入する日時については、必ず前日までに本市監督職員へ連絡すること。また、ごみの収集作業を終え、南部クリーンセンターに持ち込む場合には、事前に本市監督職員にごみの内容を報告すること。
- (6) 大型ごみ等も処分すること。ただし、防犯登録されている自転車や、ナンバープレートをついた自動二輪車については、所有者確認を行う必要があるため、発見次第、本市監督員に連絡し、その指示に従うこと。受託者の判断で南部クリーンセンターに持ち込んで서는ならない。
- (7) 地元自治会において清掃等を行う箇所については、その処分等について、できる限り協力すること。

5 その他

- (1) 施工にあたっては地元と密に調整を図ること。また、施工予定については事前に本市監督職員に連絡すること。
- (2) 施工中は安全に十分配慮し、通行人、通行車両及び民家等に損害を与えないよう十分注意すること。また、損害を与えた場合は本市監督職員に遅滞なく報告のうえ、請負人の責任において対処すること。
- (3) 施工中やむを得ず民地に立入る必要が生じた場合は、事前に所有者の了解を得ること。
- (4) 共通仕様書及び本特記仕様書の内容を十分理解して施工し、疑義が生じた場合は本市監督職員と協議し、その指示を受けること。
- (5) 業務で発生した資源化可能な竹及び刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。

第9条(梅津都市下水路)

本工事の施行にあたっては、下記の現場条件等を留意すること。

1 除草工

- (1) 刈取った草は速やかに集草し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却(いわゆる野焼き等)は絶対にしないこと。
- (2) 除草作業に際しては、カッターによる小石や刈草の飛散がないように飛散防止を行い、安全に注意して行うこと。また、隣接する駐車場など民地への飛散防止を行うこと。飛散等により、通行

人、通行車両及び当該箇所隣接する民家等に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理を行うこと。

- (3) 刈取った草の運搬を行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (4) 雑草以外の植物の取り扱いは、事前に本市監督員と協議すること。
- (5) 地元自治会において除草等を行う箇所については、その処分等について、できる限り協力すること。
- (6) 作業終了時は清掃を行うこと。

2 清掃工

- (1) 散在塵芥処理とは、工事箇所に散在している塵芥(空き缶、ペットボトル、空き瓶、発泡スチロール片、プラスチック片、木片、ビニール類及び粗大ゴミ等)を人力により収集・集積し、処分することをいう。
- (2) 収集・集積後は、分別し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却(いわゆる野焼き等)は絶対にしないこと。
- (3) 塵芥の運搬を行う場合は、シートをかぶせる等、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- (4) 堆砂撤去(人力)とは水路底面の堆砂を人力により撤去することをいう。
- (5) 散在塵芥処理にて収集した塵芥ゴミ等の処分は、南部クリーンセンターにて無料で処分するため、請負者は必ず処分予定日の1週間前までに南部クリーンセンターへの搬入経路、車種、車両番号、搬入回数を本市監督職員へ連絡し、後日、当該連絡事項が記載された搬入カードを受け取り、南部クリーンセンター入口受付において、マークシートを記入し、搬入カードと共に提示すること。
加えて、本市監督職員へ連絡した南部クリーンセンターへの搬入期間のうち、実際に搬入する日時については、必ず前日までに本市監督職員へ連絡すること。また、ごみの収集作業を終え、南部クリーンセンターに持ち込む場合には、事前に本市監督職員にごみの内容を報告すること。
- (6) 大型ごみ等も処分すること。ただし、防犯登録されている自転車や、ナンバープレートのついた自動二輪車については、所有者確認を行う必要があるため、発見次第、本市監督員に連絡し、その指示に従うこと。受託者の判断で南部クリーンセンターに持ち込んで서는ならない。
- (7) 地元自治会において清掃等を行う箇所については、その処分等について、できる限り協力すること。

3 その他

- (1) 施工にあたっては地元と密に調整を図ること。また、施工予定については事前に本市監督職員に連絡すること。
- (2) 施工中は安全に十分配慮し、通行人、通行車両及び民家等に損害を与えないよう十分注意すること。また、損害を与えた場合は本市監督職員に遅滞なく報告のうえ、請負人の責任において対処すること。
- (3) 施工中やむを得ず民地に立入る必要が生じた場合は、事前に所有者の了解を得ること。
- (4) 共通仕様書及び本特記仕様書の内容を十分理解して施工し、疑義が生じた場合は本市監督職員と協議し、その指示を受けること。
- (5) 業務で発生した資源化可能な刈草については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。

第10条(実施工程)

- 1 2回施工部においては、原則、施工時期を工事着手時と秋口に施工を行うこととしているが、監督職員と十分に協議を行い着手すること。
- 2 週間工程表は、その該当箇所を施工する前週金曜日(閉庁日の場合は直前の開庁日)の12時までに監督職員へ提出すること。
- 3 長期休暇中の緊急連絡体制については、監督職員が別途指示する様式にて提出すること。

3 監督職員の確認に関する事項

第 11 条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細別	材料・資材・製品
防護柵工	基礎ブロック	基礎ブロック(180×180×450)
	金網・支柱(立入防止柵)	ネットフェンス(H=1800)

第 12 条(受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者(又は監理技術者、或いは監理技術者補佐)又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 13 条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む)
(「共通仕様書(3-1-1-4)の「表 3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外)

工種-種別等	細別	確認項目
堤防除草工	堤防除草(複合)	刈高の検測(10cm)
清掃工	散在塵芥処理	完了確認

第 14 条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確認方法・目的等
工事箇所の境界確認 (七瀬川調節池) (第三工区)	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、伐竹範囲を確認する。

第 15 条(品質管理試験)

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準(品質管理基準及び規格値)に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備考
コンクリート	18-8-40BB	塩化物総量規制	土木工事施工管理基準及び規格値によるもの	
		スランプ試験		
		空気量試験		
		圧縮強度試験		

4 建設副産物に関する事項

第 16 条(建設副産物の適正処理)

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」(最終改正平成 23 年 4 月 1 日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

< 産業廃棄物 >

建設副産物	受入場所	備考
自然石	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 大阪府枚方市北山 1-8-1	設計運搬距離 L=17.0km (七瀬川調節池)
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町 18-1 他	設計運搬距離 L=7.7km (七瀬川調節池)

< 一般廃棄物 >

建設副産物	受入場所	備考
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L=6.3km (七瀬川調節池)
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市西京区榎原秤谷町 39	設計運搬距離 L=5.2km (梅津都市下水路)
建設発生木材 (竹)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市南区東九条南松田町 34	設計運搬距離 L=5.2km (七瀬川調節池)
建設発生木材 (枝葉)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市南区東九条南松田町 34	設計運搬距離 L=5.2km (七瀬川調節池)
建設発生木材 (幹)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L=6.3km (七瀬川調節池)
建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律第 7 条第 6 項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L=6.3km (七瀬川調節池)
塵芥	南部クリーンセンター 京都府京都市伏見区横大路八反田 29	設計運搬距離 L=7.3km (七瀬川調節池) L=14.2km (梅津都市下水路)

(※1) 散在塵芥処理により発生した塵芥は、南部クリーンセンターで処分することができる。なお、監督職員が事前に「ごみ処理依頼書」を提出する必要がある(本依頼書により、無料で処分することができる)ため、監督職員の指示に従い、必要事項を報告すること。

2 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土 (砂質土)	(指定地処分)豊坂建材株式会社 京都府京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 L=5.2km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状(色、臭い等)や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書(計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類(測定方法を明示したもの))
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地(以下、「積算受入地」という。)を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地(以下、「提案受入地」という。)を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

4 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し(搬出先を変更したときのみ)と処分量を明記した証明書(受入確認書等)を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備考
スクラップ (ヘビーH3)	京都府京都市伏見区深草神明講谷町 29	設計運搬距離 L=2.4km (七瀬川調節池)

5 その他事項

第 17 条(工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 30 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の 15 日前までに提出すること。

第 18 条(情報共有システムの利用)

1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン(令和6年3月)(※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第 19 条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1)「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

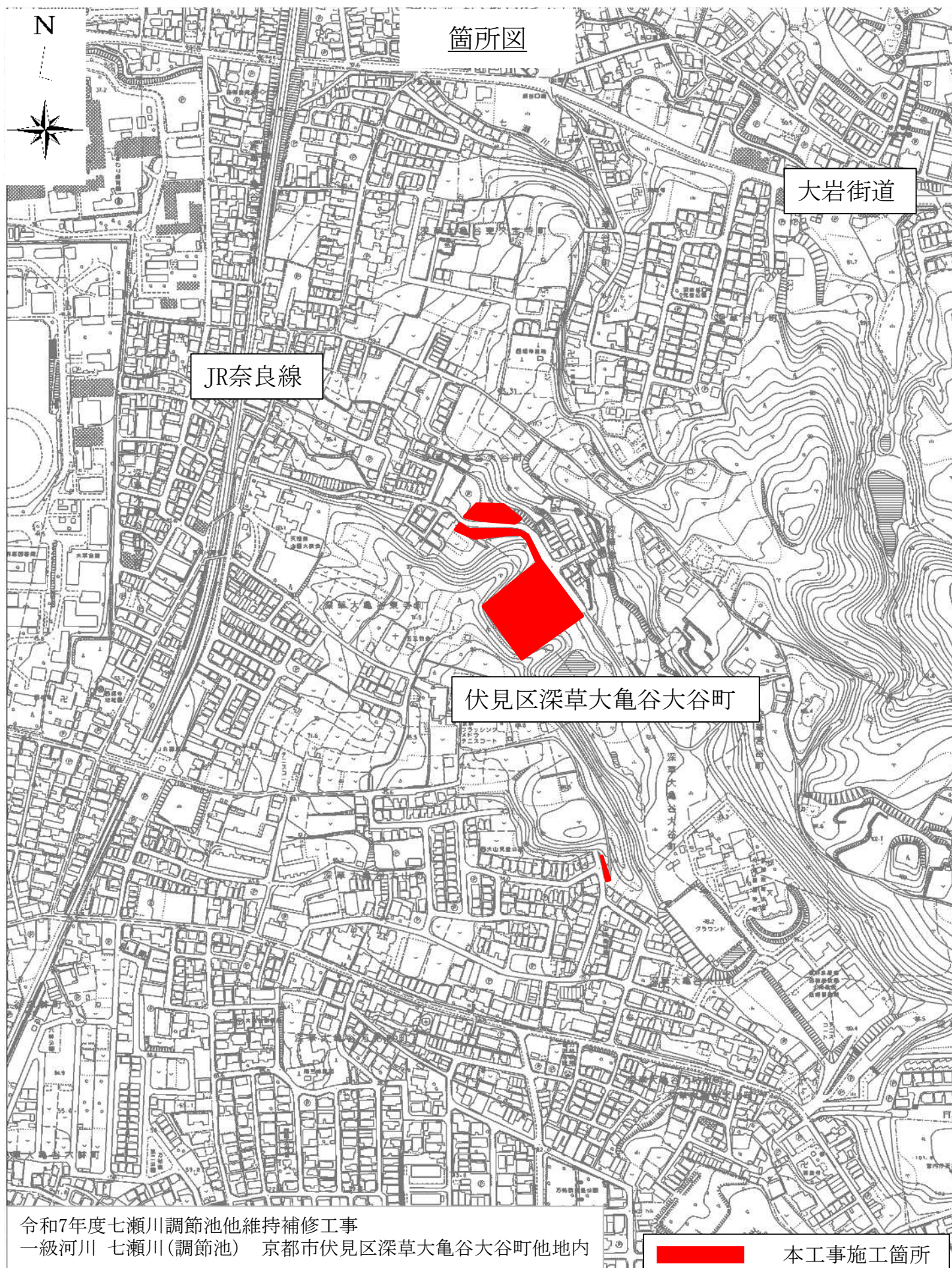
(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

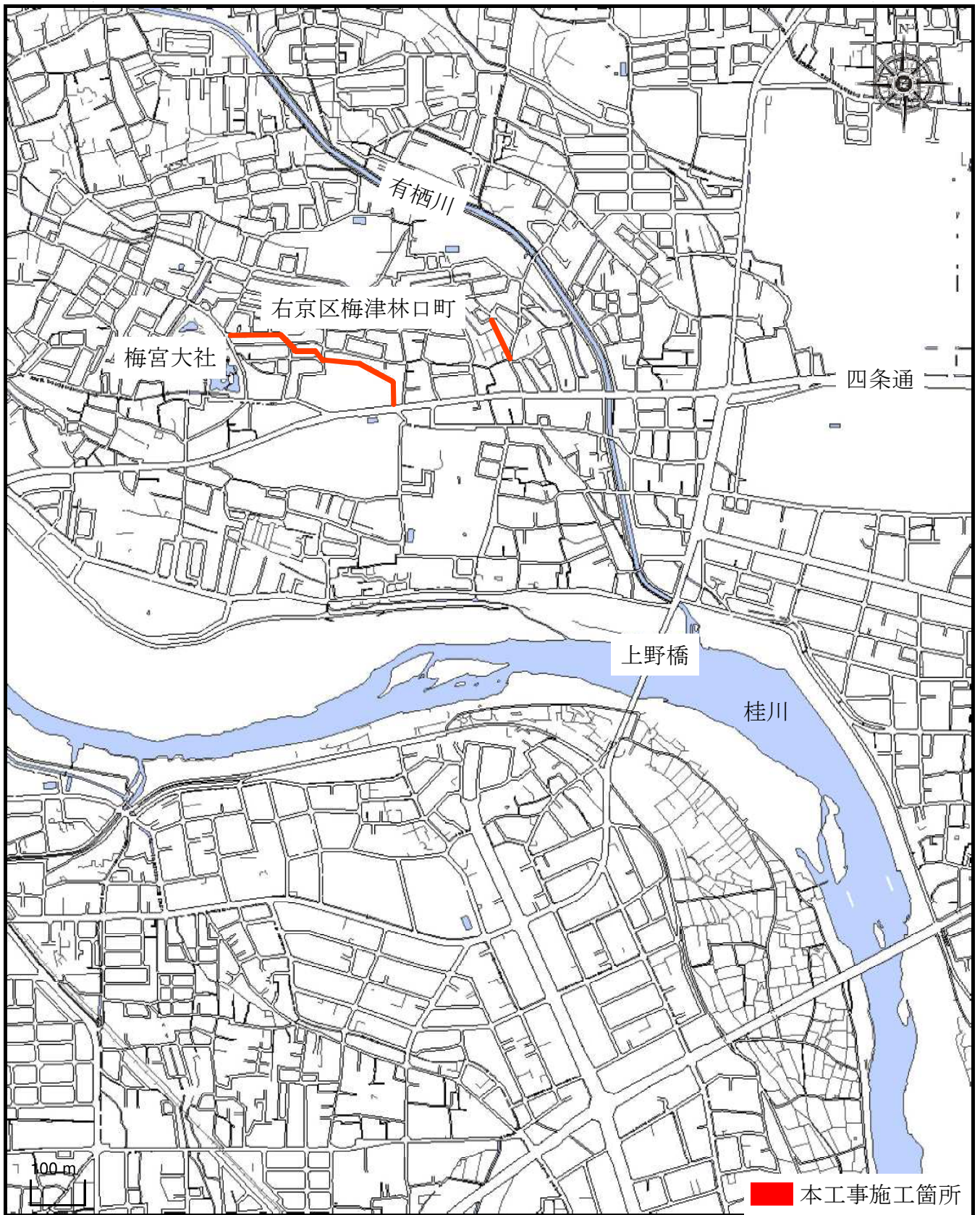
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1 点の加点とする。



箇所図



令和7年度 七瀬川調節池他維持補修工事
梅津都市下水路 京都市右京区梅津林口町他地内

S=1/10,000